

## 特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまでに数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年度の報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を算定するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることという 3 つの要件を満たしている必要があります。

C の「見える化」要件とは、① 2020 年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用し、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

---

### 【入職促進に向けた取組】

・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針・その実現のための施策・仕組みなどの明確化

### 【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

・働きながら資格取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する研修の受講支援

・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

### 【両立支援・多様な働き方の推進】

・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談支援体制の充実

### 【腰痛を含む心身の健康管理】

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

### 【生産性の向上のための業務改善の取組】

・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

### 【やりがい・働きがいの構成】

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

・支援の好事例や、利用者その家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

### 【両立支援・多様な働き方の推進】

・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談支援体制の充実